



目 次

規 則	ページ
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○公共測量の終了の通知 (")	3
○水防警報を行う河川の指定 (河 川 課)	3
◎海岸保全区域の指定 (3件) (港湾・海岸課)	3
◎海岸保全区域の指定及び告示の廃止 (")	5
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改正 (")	5
◎告示 (高知県労働委員会事務局次長の専決事項) の廃止 (労働委員会事務局)	6
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	6
高知県労働委員会訓令	
◎高知県労働委員会事務局の専決及び代決規程	6
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	6
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行 (")	8

規 則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第26号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行

規則の一部を改正する規則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和45年高知県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第18条第3号中「場合」を「場合並びに条例第6条及びこの条(第6号を除く。)の規定により訓練課程の授業料又は受講料の全部又は一部の免除を受け、当該訓練課程を修了したことがある場合」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第6条関係)

入校願書

高知県立 高等技術学校長 様

次のとおり入校したいので、申請します。

申請日 年 月 日

① (推薦・一般) 入試 試験日 年 月 日		写真貼り付け箇所 白黒可 縦3.5cm×横2.5cm 上半身無帽無背景 最近3か月以内の撮影 裏面に氏名を記入		
② 志望 訓練科	第1志望			科
	第2志望			(有・無) 科
	第3志望	(有・無) 科 ※受験番号		
ふりがな	生年月日		性別	
③ 氏名	年 月 日 申請時 歳		男・女	
④ 現住所等	〒 - - (自宅・本人・その他) 電話番号 - -			
⑤ 最終学歴等	学校名等 科 年 月 (卒業・卒業見込み)			
⑥ 入寮希望	有・無	※受付公共職業安定所名	公共職業安定所	
⑦ 就職歴	有・無	※雇用保険受給資格	有 (受給中・手続中・未手続) ・ 無	

- 注 1 黒インク又はボールペン (消せるボールペンは不可) を使用し、文字は楷書で、数字はアラビア数字で、はっきりと記入してください。
- 2 ①欄については、該当する入試の種類 (推薦又は一般) を○で囲み、受験しようとする試験日を記入してください。
- 3 ②「志望訓練科」欄の「第2志望」欄及び「第3志望」欄は、第2志望又は第3志望がある場合に記入し、ない場合は、無を○で囲んでください。
- 4 ③「氏名」欄は、略字等を用いず、戸籍上の氏名を正確に、受験しようとする本人が記入してください。
- 5 ④「現住所等」欄は、受験票の送付を希望する居住地等を記入してください。
- 6 ⑤「最終学歴等」欄は、受験しようとする訓練科の応募資格に該当するものを記入してください。
- 7 ⑤「最終学歴等」欄に高等学校を記入する場合、全日制、定時制、通信制のいずれかを記入してください。
- 8 「性別」欄、⑥「入寮希望」欄及び⑦「就職歴」欄については、該当するものを○で囲んでください。
- 9 ※印欄は、記入しないでください。
- 10 なお、不明な点や、配慮を要することがある場合は、高等技術学校にお問い合わせください。

高知県収入証紙
貼り付け箇所

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第2号

本 庁
労働委員会事務局

高知県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県労働委員会事務局処務規程 (昭和38年高知県訓令第19号) の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条を次のように改める。

(知事の権限に属する事務の決裁)

第5条 知事の権限に属する事務の決裁については、高知県事務処理規則 (平成15年高知県規則第44号) 第4条、第8条から第11条まで及び別表第1の規定を準用する。この場合において、同規則第8条第1項中「別表第1から別表第3まで」とあるのは「別表第1」と、同規則第9条第2項中「専決権者又は所長」とあるのは「専決権者」と、同規則第11条第1項及び第2項中「別表第1及び別表第3」とあるのは「別表第1」と、同規則別表第1中「部局長」及び「副部長等」とあるのは「局長」と、「課長」及び「課長補佐等」とあるのは「次長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により次長を決裁権者とする事務には、他の規則等の規定により知事から局長が権限を委任された事務を含むものとする。

(代決)

第6条 局長が不在のときは決裁権者が局長である事務を次長が、次長が不在のときは決裁権者が次長である事務を審査調整員が代決することができる。

2 前項の規定に基づき代決した者は、当該代決した事務が重要な事項その他決裁権者又は合議先において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事務の内容を決裁権者又は合議先に報告し、又は当該事務について決裁権者又は合議先の後関を受けなければならない。

第7条の前の見出し及び同条から第9条までを削り、第10条を第7条とする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第290号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年3月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（基準点設置）
- 2 作業期間
平成29年3月13日から同月31日まで
- 3 作業地域
高岡郡越知町

高知県告示第291号

清水第三土地区画整理組合理事長から平成28年7月高知県告示第390号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年3月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第292号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

水防法第16条第1項の規定により水防警報を行う指定河川
仁淀川水系支川宇治川
左岸 吾川郡いの町枝川字西ノ袖から字ケナシまで
右岸 吾川郡いの町枝川字川原田から字ケナシまで

高知県告示第293号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 不動海岸
- 1 基準点
(1) 安田町安田字三ツ石2665番15地先に設けた点（基準^{ひょう}点）を基準点1とする。
- (2) 基準点1から方位角285度27分11秒117.400メートルの点

- (基準^{ひょう}点)を基準点2とする。
- (3) 基準点2から方位角290度11分45秒31.344メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点3とする。
- (4) 基準点3から方位角298度43分07秒32.667メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点4とする。
- (5) 基準点4から方位角303度52分45秒296.575メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点5とする。
- (6) 基準点5から方位角300度11分54秒112.828メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点6とする。
- (7) 基準点6から方位角302度25分15秒47.915メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点7とする。
- (8) 基準点7から方位角307度54分31秒51.253メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点8とする。
- (9) 基準点8から方位角313度30分12秒46.215メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点9とする。
- (10) 基準点9から方位角314度49分15秒145.374メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点10とする。
- (11) 基準点10から方位角314度49分14秒89.700メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点11とする。
- (12) 基準点11から方位角317度48分51秒62.073メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点12とする。
- (13) 基準点12から方位角327度39分56秒42.153メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点13とする。
- (14) 基準点13から方位角330度57分37秒111.166メートルの点（基準^{ひょう}点）を基準点14とする。

2 補助点

- (1) 基準点1から基準点14までの間の海上に基1Aから基14Aまでを設定する。
- (2) 基準点1から基準点14までの間の陸側は、基1Bから基5B-1までの間は防波堤の裏法肩より民地へ平均幅5メートルの位置を境界とし、基5B-2及び基5B-3の間は歩道^{あひだ}を境界とし、基5B-3から基14Bまでの間は防波堤の裏法尻より国道へ平均幅3メートルの位置を境界とし、基1Bから基14Bまでを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
基1A 基準点1から方位角195度27分10秒300.000メートルの点
基2A 基準点2から方位角195度27分10秒300.000メートルの点
基4A 基準点4から方位角213度52分46秒300.000メートルの点
基5A 基準点5から方位角213度52分46秒300.000メートルの点
基7A 基準点7から方位角215度09分51秒300.000メートルの点

- 基9A 基準点9から方位角224度49分15秒300.000メートルの点
- 基12A 基準点12から方位角232度44分22秒300.000メートルの点
- 基14A 基準点14から方位角240度57分36秒300.000メートルの点
- 基1B 基準点1から方位角15度24分30秒8.660メートルの点
- 基2B 基準点2から方位角16度16分55秒8.771メートルの点
- 基2B-1 基準点2から方位角312度38分26秒21.349メートルの点
- 基3B 基準点3から方位角342度13分27秒11.933メートルの点
- 基4B 基準点4から方位角62度54分22秒10.076メートルの点
- 基5B 基準点5から方位角116度01分45秒64.164メートルの点
- 基5B-1 基準点5から方位角117度54分05秒63.975メートルの点
- 基5B-2 基準点5から方位角111度01分48秒30.026メートルの点
- 基5B-3 基準点5から方位角99度15分42秒10.091メートルの点
- 基6B 基準点6から方位角30度03分14秒3.380メートルの点
- 基7B 基準点7から方位角35度45分50秒3.357メートルの点
- 基8B 基準点8から方位角39度30分28秒3.398メートルの点
- 基9B 基準点9から方位角44度21分42秒3.364メートルの点
- 基10B 基準点10から方位角43度55分38秒3.399メートルの点
- 基11B 基準点11から方位角44度05分03秒3.407メートルの点
- 基12B 基準点12から方位角49度58分43秒3.332メートルの点
- 基13B 基準点13から方位角61度01分01秒3.265メートルの点
- 基14B 基準点14から方位角60度57分37秒4.081メートルの点

3 区域

基準点1、基1Aから基14Aまで、基準点14、基14Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲

<p>まれた区域 高知県告示第294号 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。 平成29年3月31日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>伊尾木海岸</p> <p>1 基準点</p> <p>(1) 安芸市下山ヒキ岩1414番2地先に設けた点（基準^{（イ）}点）を基準点1とする。</p> <p>(2) 基準点1から方位角7度33分16秒143.024メートルの点（基準^{（ロ）}点）を基準点2とする。</p> <p>(3) 基準点2から方位角351度12分38秒135.769メートルの点（基準^{（ハ）}点）を基準点3とする。</p> <p>(4) 基準点3から方位角339度01分36秒72.810メートルの点（基準^{（ニ）}点）を基準点4とする。</p> <p>(5) 基準点4から方位角331度58分20秒173.728メートルの点（基準^{（ホ）}点）を基準点5とする。</p> <p>(6) 基準点5から方位角328度58分06秒116.248メートルの点（基準^{（ヘ）}点）を基準点6とする。</p> <p>(7) 基準点6から方位角331度21分24秒268.126メートルの点（基準^{（ト）}点）を基準点7とする。</p> <p>(8) 基準点7から方位角332度35分35秒104.999メートルの点（基準^{（チ）}点）を基準点8とする。</p> <p>(9) 基準点8から方位角321度08分40秒173.687メートルの点（基準^{（リ）}点）を基準点9とする。</p> <p>(10) 基準点9から方位角327度13分55秒434.153メートルの点（基準^{（ル）}点）を基準点10とする。</p> <p>(11) 基準点10から方位角323度43分43秒59.698メートルの点（基準^{（レ）}点）を基準点11とする。</p> <p>(12) 基準点11から方位角312度48分29秒114.037メートルの点（基準^{（ロ）}点）を基準点12とする。</p> <p>(13) 基準点12から方位角312度31分22秒152.848メートルの点（基準^{（ハ）}点）を基準点13とする。</p> <p>(14) 基準点13から方位角301度09分11秒353.703メートルの点（基準^{（ニ）}点）を基準点14とする。</p> <p>(15) 基準点14から方位角292度16分00秒499.330メートルの点（基準^{（ホ）}点）を基準点15とする。</p> <p>(16) 基準点15から方位角276度49分28秒48.802メートルの点（基準^{（ヘ）}点）を基準点16とする。</p> <p>(17) 基準点16から方位角292度56分15秒26.046メートルの点（基準^{（ト）}点）を基準点17とする。</p> <p>2 補助点</p> <p>(1) 基準点1から基準点17までの間の海上に基1Aから基17</p>	<p>Aまでを設定する。</p> <p>(2) 基準点1から基準点17までの間の陸側は、防波堤の裏^{（ウラ）}法尻より民地へ平均幅5メートルの位置を境界とし、基1Bから基17Bまでを設定する。</p> <p>(3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1A 基準点1から方位角280度05分34秒300.000メートルの点</p> <p>基3A 基準点3から方位角255度07分07秒300.000メートルの点</p> <p>基6A 基準点6から方位角241度21分24秒300.000メートルの点</p> <p>基10A 基準点10から方位角237度13分55秒300.000メートルの点</p> <p>基14A 基準点14から方位角206度42分41秒300.000メートルの点</p> <p>基17A 基準点17から方位角202度56分14秒300.000メートルの点</p> <p>基1B 基準点1から方位角100度05分29秒8.327メートルの点</p> <p>基1B-1 基準点1から方位角15度14分33秒92.756メートルの点</p> <p>基1B-2 基準点1から方位角13度06分34秒121.145メートルの点</p> <p>基2B 基準点2から方位角38度20分55秒14.835メートルの点</p> <p>基2B-1 基準点2から方位角10度48分48秒40.824メートルの点</p> <p>基2B-2 基準点2から方位角0度29分09秒89.284メートルの点</p> <p>基2B-3 基準点2から方位角358度32分11秒104.446メートルの点</p> <p>基2B-4 基準点2から方位角351度06分42秒102.620メートルの点</p> <p>基3B 基準点3から方位角75度37分03秒7.464メートルの点</p> <p>基3B-1 基準点3から方位角356度47分26秒44.744メートルの点</p> <p>基4B 基準点4から方位角38度34分24秒8.175メートルの点</p> <p>基4B-1 基準点4から方位角317度00分12秒41.566メートルの点</p> <p>基4B-2 基準点4から方位角322度14分28秒67.039メートルの点</p> <p>基4B-3 基準点4から方位角326度10分19秒90.851メートルの点</p>	<p>基4B-4 基準点4から方位角334度37分49秒160.994メートルの点</p> <p>基5B 基準点5から方位角352度46分20秒22.239メートルの点</p> <p>基6B 基準点6から方位角61度47分13秒9.548メートルの点</p> <p>基7B 基準点7から方位角354度03分46秒22.380メートルの点</p> <p>基7B-1 基準点7から方位角0度51分25秒22.734メートルの点</p> <p>基7B-2 基準点7から方位角349度51分48秒39.245メートルの点</p> <p>基7B-3 基準点7から方位角345度51分46秒38.531メートルの点</p> <p>基8B 基準点8から方位角54度07分43秒8.183メートルの点</p> <p>基8B-1 基準点8から方位角324度34分48秒67.854メートルの点</p> <p>基8B-2 基準点8から方位角327度00分56秒68.222メートルの点</p> <p>基8B-3 基準点8から方位角325度08分01秒83.936メートルの点</p> <p>基8B-4 基準点8から方位角322度52分44秒84.117メートルの点</p> <p>基8B-5 基準点8から方位角322度04分52秒165.840メートルの点</p> <p>基9B 基準点9から方位角62度59分15秒7.446メートルの点</p> <p>基9B-1 基準点9から方位角329度38分15秒206.664メートルの点</p> <p>基9B-2 基準点9から方位角328度26分23秒334.555メートルの点</p> <p>基9B-3 基準点9から方位角330度15分58秒337.370メートルの点</p> <p>基9B-4 基準点9から方位角330度18分41秒342.093メートルの点</p> <p>基9B-5 基準点9から方位角328度27分29秒345.413メートルの点</p> <p>基10B 基準点10から方位角335度59分23秒43.180メートルの点</p> <p>基11B 基準点11から方位角43度26分41秒7.425メートルの点</p> <p>基11B-1 基準点11から方位角318度22分04秒95.763メートルの点</p> <p>基12B 基準点12から方位角350度42分34秒11.732メー</p>
---	--	---

ルの点
 基13B 基準点13から方位角35度53分48秒6.865メートルの点
 基13B-1 基準点13から方位角307度01分01秒84.310メートルの点
 基14B 基準点14から方位角27度00分49秒8.054メートルの点
 基14B-1 基準点14から方位角293度38分31秒346.160メートルの点
 基14B-2 基準点14から方位角294度10分03秒380.205メートルの点
 基14B-3 基準点14から方位角293度36分32秒384.675メートルの点
 基14B-4 基準点14から方位角293度33分49秒443.495メートルの点
 基14B-5 基準点14から方位角293度11分27秒442.848メートルの点
 基15B 基準点15から方位角16度02分17秒6.971メートルの点
 基16B 基準点16から方位角18度59分16秒7.539メートルの点
 基17B 基準点17から方位角19度11分03秒7.401メートルの点

3 区域
 基準点1、基1Aから基17Aまで、基準点17、基17Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
高知県告示第295号
 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。
 平成29年3月31日
 高知県知事 尾崎 正直
 川北海岸

1 基準点
 (1) 安芸市伊尾木沖代619番地1地先に設けた点（基準^{（イ）}）を基準点1とする。
 (2) 基準点1から方位角292度45分29秒299.448メートルの点（基準^{（ロ）}）を基準点2とする。
 (3) 基準点2から方位角292度15分45秒102.175メートルの点（基準^{（ハ）}）を基準点3とする。
 (4) 基準点3から方位角357度29分55秒65.074メートルの点（基準^{（ニ）}）を基準点4とする。
 (5) 基準点4から方位角313度57分53秒149.151メートルの点（基準^{（ホ）}）を基準点5とする。

(6) 基準点5から方位角282度01分28秒360.159メートルの点（基準^{（ヘ）}）を基準点6とする。
 (7) 基準点6から方位角288度56分48秒221.770メートルの点（基準^{（ト）}）を基準点7とする。

2 補助点
 (1) 基準点1から基準点7までの間の海上に基1Aから基7Aまでを設定する。
 (2) 基準点1から基準点7までの間の陸側は、基1Bから基3Bまでの間並びに基6B及び基7Bの間は防波堤の裏法尻より民地へ平均幅5メートルの位置を境界とし、基1Bから基7Bまでを設定する。
 (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 基1A 基準点1から方位角202度56分14秒299.949メートルの点
 基2A 基準点2から方位角202度15分45秒300.000メートルの点
 基5A 基準点5から方位角223度57分54秒442.879メートルの点
 基6A 基準点6から方位角211度15分21秒310.851メートルの点
 基7A 基準点7から方位角198度56分47秒300.000メートルの点
 基1B 基準点1から方位角19度11分03秒7.401メートルの点
 基2B 基準点2から方位角22度15分59秒10.203メートルの点
 基3B 基準点3から方位角66度18分25秒14.182メートルの点
 基4B 基準点4から方位角114度14分07秒14.807メートルの点
 基5B 基準点5から方位角43度58分15秒4.999メートルの点
 基6B 基準点6から方位角346度21分10秒19.115メートルの点
 基6B-1 基準点6から方位角194度31分03秒11.349メートルの点
 基6B-2 基準点6から方位角210度05分27秒108.488メートルの点
 基7B 基準点7から方位角61度30分40秒28.441メートルの点

3 区域
 基準点1、基1Aから基5Aまで、基準点5、基5Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基準点6、基6B-1及び基6B-2、基6A及び基7A、基準点7、基7B及び基6B並びに基準点6の

各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
高知県告示第296号
 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定し、昭和36年12月高知県告示第715号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。
 平成29年3月31日
 高知県知事 尾崎 正直
 安芸海岸

1 基準点
 (1) 安芸市日ノ出町1421番2地先に設けた点（基準^{（イ）}）を基準点1とする。
 (2) 基準点1から方位角284度52分29秒336.588メートルの点（基準^{（ロ）}）を基準点2とする。
 (3) 基準点2から方位角290度46分59秒188.108メートルの点（基準^{（ハ）}）を基準点3とする。
 (4) 基準点3から方位角288度24分50秒554.553メートルの点（基準^{（ニ）}）を基準点4とする。

2 補助点
 (1) 基準点1から基準点4までの間の海上に基1Aから基4Aまでを設定する。
 (2) 基準点1から基準点4までの間の陸側に基1Bから基4Bまでを設定する。
 (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 基1A 基準点1から方位角194度52分28秒500.000メートルの点
 基2A 基準点2から方位角197度49分43秒500.000メートルの点
 基3A 基準点3から方位角199度35分54秒500.000メートルの点
 基4A 基準点4から方位角198度24分50秒500.000メートルの点
 基1B 基準点1から方位角14度52分35秒4.300メートルの点
 基2B 基準点2から方位角17度50分31秒2.200メートルの点
 基3B 基準点3から方位角19度36分13秒2.000メートルの点
 基4B 基準点4から方位角18度24分34秒10.000メートルの点

3 区域
 基準点1、基1Aから基4Aまで、基準点4、基4Bから基1Bまで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
高知県告示第297号

昭和57年6月高知県告示第363号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

1を次のように改める。

1 削除

高知県告示第298号

昭和38年5月高知県告示第235号（高知県労働委員会事務局次長の専決事項）は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

高知県公安委員会規則第3号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1 高知警察署の表高知警察署上町交番の項中「高知市上町三丁目4番11号」を「高知市上町三丁目61番」に改め、同表高知警察署鏡駐在所の項中「高知市鏡小井158番地11」を「高知市鏡小浜128番9」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労働委員会訓令

高知県労働委員会訓令第1号

労働委員会事務局

高知県労働委員会事務局の専決及び代決規程を次のように定める。

平成29年3月31日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

高知県労働委員会事務局の専決及び代決規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高知県労働委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を高知県労働委員会事務局長（以下「事務局長」という。）又は高知県労働委員会事務局次長（以下「次長」という。）に専決させ、かつ、事務局長が不

在のときは事務局長が専決することができる事項を次長に、次長が不在のときは次長が専決することができる事項を高知県労働委員会事務局審査調整員（第5条第2項において「審査調整員」という。）に代決させることにし必要な事項を定めるものとする。

（事務局長の専決事項）

第2条 事務局長は、委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 情報公開に関する事項で、公文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に関すること。
- (2) 個人情報の保護に関する事項で、個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに開示請求、訂正請求及び是正請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に関すること。
- (3) 事件を担当する職員の指名に関すること。
- (4) 総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会（以下「総会等」という。）で決定された事項並びに会長、審査委員、調停委員会委員長、仲裁委員会委員長及びあっせん員（以下「会長等」という。）が決定した事項の告示、公告、通知その他具体的な実施に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、通知、照会、回答、報告、届出、依頼、証明、進達等に関すること。

（次長の専決事項）

第3条 次長は、委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 情報公開に関する事項で、前条第1号に掲げるもの以外のものであること。
- (2) 個人情報の保護に関する事項で、前条第2号に掲げるもの以外のものであること。
- (3) 軽易又は定例的な事項に係る通知、照会、回答、報告、届出、依頼、証明、進達等に関すること。

（類推による専決）

第4条 前2条に定める専決することができる事項以外の事項であっても、法令に特別の定めがある場合を除き、これらの事項から類推して専決することが適当であると認められる事項については、専決することができる。

（代決）

第5条 事務局長が不在のときは、次長が、第2条に定める事務局長が専決することができる事項を代決することができる。2 次長が不在のときは、審査調整員が、第3条に定める次長が専決することができる事項を代決することができる。

（専決及び代決の特例）

第6条 専決することができる者（以下「専決権者」という。）又は代決することができる者（以下「代決権者」という。）

は、専決又は代決をしようとする事項が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、総会等若しくは会長等の決定又は上司の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 重要であると認められるもの
 - (2) 異例に属し、又は先例になるおそれがあると認められるもの
 - (3) 疑義があるもの又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるもの
 - (4) 委員会又は上司が特に指示した事項に係るもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、総会等若しくは会長等の決定又は上司の決裁を受ける必要があると認められるもの
- 2 専決権者がこの規程の規定により専決することができる事項には、当該専決権者より下位の職にある専決権者が専決することができる事項を含まないものとする。ただし、専決権者及び代決権者がともに不在のときは、当該専決権者の上司が、当該専決権者が専決することができる事項を決裁することを妨げない。

（専決事項の報告等）

第7条 専決権者は、この規程の規定により専決することができる事項を決裁した場合に、当該事項が総会等若しくは会長等又は上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事項の内容について委員会又は上司に報告しなければならない。

2 代決権者は、この規程の規定により代決することができる事項を決裁した場合に、当該事項が重要と認められるものその他上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事項の内容について上司に報告し、又は当該事項について上司の後援を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 野々村 毅

1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

高知県住宅供給公社
2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元

十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町

日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を

行う期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 野々村 毅

- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

| 団地名        | 位置                |
|------------|-------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3,352番地2  |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2  |
| 村営住宅国岡団地B棟 | 〃                 |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1,085番地   |
| 村営住宅夢団地    | 高岡郡日高村本村24番地1     |
| 村営住宅清水田団地  | 高岡郡日高村本郷1,604番地11 |
| 村営住宅福良住宅   | 高岡郡日高村下分3,938番地2  |
| 村営住宅鍛冶屋住宅  | 高岡郡日高村下分3,884番地1  |

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容
  - (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
  - (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで